

小谷自治会自主防災組織(安全対策部会)

令和7年度

自主防災組織とは・・・

いざという時の避難の呼びかけ、避難誘導、救出・救助、初期消火
避難所運営などをおこなうための自主的な地域の防災組織

部会長、副部会長の役割
(平時)

1. 年間活動計画及び予算・決算
2. 各班の任務活動の調整と統合
3. 組織内の連絡網の整備
4. 町関係機関の折衝、協議

(災害時)

1. 組織内の対策本部の設置
2. 各班の活動の指示、調整
3. 被害状況の把握
4. 町関係機関等への情報提供



☆ 共通事項

1. 防災資機材の整備点検は、各班の班長を動員して自主防災訓練の一環として実施する。
2. 消火訓練は、自主防災訓練時に全員で体験訓練し、災害発生時に備える。

参考資料

災害対策基本法(第2条、5条)
自主防災組織活動マニュアル(寒川町)
避難所運営マニュアル(寒川町)
防災士教本(日本防災士機構)